

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和 8 年 9 月 24 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 当該招請の主旨

本業務は、北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）において、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（以下「運用基準」という。）や各種条例・規則に基づき、計画通知の計画変更と合わせた企画提案書の見直し報告等の都市計画手続の実施及び助言を行うものである。なお、本業務における企画提案書とは運用基準に定められた企画提案書のことを言い、「再開発等促進区を定める地区計画」について、区域内の関係地権者、住民等による再開発、開発整備などの計画に関する提案内容を記載した資料である。業務の実施にあたっては、本事業の経緯や当地区における都市計画手続関連の内容を習熟する必要がある。

このため、当地区の事業化検討や企画提案書及び見直し報告書の作成を含む都市計画関連手続の支援を行った特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して競争入札に移行するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 北青山三丁目 B 地区企画提案書見直し報告等業務（その 2）
- (2) 業務内容 主な業務内容は、以下のとおりである。
 - (1) 企画提案書見直し報告書の作成
 - (2) 各種都市計画手続等許認可申請資料作成及び申請時における事業関係者への助言
- (3) 業務の詳細な説明
「北青山三丁目 B 地区企画提案書見直し報告等業務（その 2）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

3 応募要件

(1) 次の①から④に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

②当機構東日本地区における令和 7・8 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

③参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

④暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

(2) 平成 28 年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含まない。）を有すること。

A 業務：港区内の再開発等促進区を定める地区計画に係る企画提案書作成及び提出に向けた協議に関する業務。

B 業務：東京 23 区内の再開発等促進区を定める地区計画に係る企画提案書作成及び提出に向けた協議に関する業務（ただし、A 業務を除く。）

(3) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

① 平成 28 年度以降に経験した、上記（2）に掲げる業務（A 業務又は B 業務）の経験（下請、出向又は派遣による業務の実績を含まない。）を有する者であること。

② 次のいずれかに該当する者であること。

- ・一級建築士の資格を有し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っている者
 - ・R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ・都市再生事業等の従事者（※）として技術的実務経験を 15 年以上有する者
- ※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等（市街地の整備改善を行う事業）の事業者としての国、地方公共団体、公社、独立行政法人（前身の特殊法人も含む。）又は民間企業の職員・社員のことをいう。

③ 参加意思確認書の提出期限日時点において申請者と直接的な雇用関係がある者

であること。

- 4 参加意思確認書の提出に関する事項
説明書による。

- 5 総合評価に関する事項
説明書による。

6 手続等

- (1) 担当支社等

〒107-0061 東京都港区北青山 2-12-28

青山(SEIZAN)ビル 2 階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部北青山都市再生事務所 電話 03-5200-8598 (担当：徳田)

03-6684-7915 (担当：安田)

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 9 月 24 日 (木) から令和 8 年 11 月 4 日 (水) まで

当機構ホームページからダウンロードとする。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 10 月 8 日 (木) 午後 5 時まで

(1)記載の担当支社等に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。持参の場合はあらかじめ日時を連絡すること。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

6 (1)に同じ。

- (3) 詳細は説明書による。

以 上